

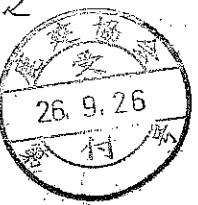
平成26年9月22日

(人権同和対策課扱い)

鹿児島県人権同和問題啓発推進協議会会員様

鹿児島県人権同和問題啓発推進協議会
会長（鹿児島県副知事）布袋 嘉之

平成26年度「人権週間」について（依頼）



人権教育・啓発施策の推進につきましては、かねてから多大な御尽力・御協力を賜り、
深く感謝申し上げます。

国においては、「世界人権宣言」が昭和23年（1948年）12月10日の国連総会で採択され、
今年で66周年を迎えることから、12月4日から10日までの1週間を「第66回人権週間」と
定め、各種啓発活動を実施します。

このため、県においても別紙「平成26年度鹿児島県人権週間実施要領」を定め、テレビ、
ラジオ、新聞等を通じた人権啓発活動を集中的に実施し、人権尊重思想の普及高揚を図ることとしています。

つきましては、この趣旨を十分御理解いただき、貴団体の広報誌等に別紙の例文を掲載
するなど、貴団体の会員に対して広く周知してくださるようよろしくお願ひいたします。

（連絡先）

啓発係 担当 原・大磯
電話 099-286-2574

平成26年度鹿児島県人権週間実施要領

1 趣旨

「世界人権宣言」が昭和23年（1948年）12月10日の国連総会において採択され、本年で66周年を迎えることから、国においては、12月4日から10日までの1週間を「第66回人権週間」と定めている。

本県においても、この期間中に入権問題に関する各種啓発活動を集中的に実施し、人権尊重思想の普及高揚を図る。

2 重点目標等

(1) 重点目標

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

(2) 強調事項

- ・女性の人権を守ろう
- ・子どもの人権を守ろう
- ・高齢者を大切にする心を育てよう
- ・障害のある人の自立と社会参加を進めよう
- ・同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ・アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ・外国人の人権を尊重しよう
- ・HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- ・刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- ・犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ・インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ・北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ・ホームレスに対する偏見をなくそう
- ・性的指向を理由とする差別をなくそう
- ・性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- ・人身取引をなくそう
- ・東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

3 期間

平成26年12月4日（木）から10日（水）までの1週間

4 期間中の県による主な啓発活動

- ・テレビスポット、ラジオスポットの放送
- ・新聞広告による広報
- ・街頭電光掲示（アミュビジョン等）による広報
- ・人権に関するポスター・コンクール入賞作品展の開催
- ・鹿児島市交通局市電（中吊りポスター掲示）による広報
- ・県の各地域振興局・支庁における懸垂幕掲示による広報
- ・ポスター・パンフレット等による広報

平成26年度「人権週間」期間中の主な啓発活動

行事名	実施時期	実施場所	内 容
テレビ スポット	12月4日～10日	県内民放4社	15秒スポットによる人権週間の広報
ラジオ スポット	12月4日～10日	MBCラジオ エフエム鹿児島	20秒スポットによる人権週間の広報
新聞広告	12月4日朝刊	県内3新聞社	新聞広告掲載による人権週間の広報
街頭電光 掲示	12月4日～10日	アミュビジョン等	街頭電光掲示による人権週間の広報
人 権 ポスター展	12月4日～10日	山形屋2・3号館 3階連絡通路	人権に関するポスターコンクール入賞 作品展
市 電	12月4日～10日	鹿児島市内	鹿児島市交通局の電車内におけるポスター 掲示による広報
懸垂幕掲示	12月4日～10日	各地域振興局 各支庁	懸垂幕による人権週間の広報
ポスター ハンドフレット	年 間	行政、教育・金融 ・公共機関、企業 等	人権啓発ポスターの掲示 人権啓発パンフレット等の配布

広報誌（例）

12月4日から10日までは「人権週間」です。

人権週間は、昭和23年12月10日の国連総会において「世界人権宣言」が採択されたことを記念して定められたもので、今年で66周年を迎える、全国各地で人権に関する各種の啓発活動が実施されます。

本県でも、この期間中、テレビ・ラジオ・新聞による啓発や「人権に関するポスター・コンクール入賞作品展」を開催するなど、様々な人権啓発活動を集中的に実施します。この機会に、皆さんも身近なことから人権について考えてみましょう。

※昨年実施した「人権についての県民意識調査」の結果を県ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<http://www.pref.kagoshima.jp/ab16/kurashi-kankyo/jinken/jinkenkeihatu/ishikityousa.html>

▽問い合わせ先

県庁人権同和対策課 電話：099(286)2574 FAX：099(286)5543

該局
契人
印鑑

機密性 2



法務省権啓第 65 号

平成 26 年 9 月 3 日



都道府県
各
政令指定都市 } 人権啓発主管部（課）長 殿

法務省人権擁護局人権啓発課長

「第 66 回人権週間」について

法務省の人権啓発事業の推進につきましては、平素から格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当省では、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする 1 週間（12 月 4 日から同月 10 日まで）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところですが、本年も、12 月 4 日（木）から同月 10 日（水）までの 1 週間を「第 66 回人権週間」と定め、別添実施要領に基づいて各種行事を実施することとしました。

つきましては、貴関係機関に対する本事業の広報・周知等について特段の御配慮をお願い申し上げます。

機密性 2 完全性 1 可用性 1

平成 26 年 9 月 3 日
法務省
全国人権擁護委員連合会

「第 66 回人権週間」実施要領

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々とが達成すべき共通の基準として、昭和 23 年（1948 年）12 月 10 日の第 3 回国際連合総会において採択され、本年で採択 66 周年を迎えます。

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の 12 月 10 日を「人権デー（Human Rights Day）」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする 1 週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところですが、本年も、12 月 4 日から同月 10 日までの 1 週間を「第 66 回人権週間」として、下記の要領により各種啓発活動を実施しようとするものです。

記

1 名称

第 66 回人権週間

2 期間

平成 26 年 12 月 4 日（木）から同月 10 日（水）までの 1 週間

3 主催

法務省、全国人権擁護委員連合会

4 後援（予定）

内閣府、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、最高裁判所、公益財団法人あしたの日本を創る協会、国際連合広報センター、公益社団法人自由人権協会、公益社団法人商事法務研究会、公益財団法人人権教育啓発推進センター、公益財団法人人権擁護協力会、全国市長会、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国地域婦人団体連絡協議会、全国知事会、全国町村会、日本公証人連合会、公益財団法人日本国際連合協会、日本司法書士会連合会、一般社団法人日本新

機密性 2 完全性 1 可用性 1

聞協会、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁護士連合会、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟、一般財团法人民事法務協会、公益財団法人日本ユニセフ協会、日本司法支援センター、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

5 人権啓発活動内容

次に例示するような活動を有機的、総合的に行う。

(1) マスメディアを活用した啓発

テレビ・ラジオ等による報道、スポット広告放送、新聞・雑誌等への記事及び広告の掲載

(2) 屋外、公共施設、交通広告媒体による啓発

屋外掲示板、各種広告用掲示板、公共施設・大規模小売店舗等の掲示板、交通機関（車体広告、車内広告、駅掲示板等）を利用する啓発

(3) インターネットによる啓発

各啓発主体のホームページやインターネットサイトのバナー広告を利用した啓発

(4) その他の啓発推進媒体による啓発

広報誌、リーフレット、パンフレット、ミニコミ誌、フリーペーパー等を利用した啓発

(5) その他人権週間にふさわしい行事

人権に関する講演会、シンポジウム、映画会、パネルの展示等、又はそれらを総合した地域的イベントその他の行事の開催

6 強調事項

平成26年度啓発活動重点目標「みんなで築こう 人権の世紀 ~考え方
相手の気持ち 育てよう 思いやりの心~」のほか、次の事項とします。

○女性の人権を守ろう

○子どもの人権を守ろう

○高齢者を大切にする心を育てよう

○障害のある人の自立と社会参加を進めよう

○同和問題に関する偏見や差別をなくそう

○アイヌの人々に対する理解を深めよう

○外国人の人権を尊重しよう

○H.I.V感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう

機密性 2 完全性 1 可用性 1

○刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう

○犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

○インターネットを悪用した人権侵害をなくそう

○北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

○ホームレスに対する偏見をなくそう

○性的指向を理由とする差別をなくそう

○性同一性障害を理由とする差別をなくそう

○人身取引をなくそう

○東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

7 強調事項の趣旨

別紙のとおり

「第66回人権週間」強調事項の趣旨

○「女性の人権を守ろう」

セクシュアル・ハラスメントや家庭や職場における男女差別、配偶者・パートナーからの暴力などの人権問題が発生しています。女性と男性が相互の立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○「子どもの人権を守ろう」

いじめや体罰、児童虐待、児童買春などの人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○「高齢者を大切にする心を育てよう」

高齢者に対する就職差別のほか、介護施設等における身体的・心理的虐待などの人権問題が発生しています。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○「障害のある人の自立と社会参加を進めよう」

障害のある人が車椅子での乗車を拒否されたり、アパートやマンションへの入居を拒否されるなどの人権問題が発生しています。障害のある人が障害のない人と同じように生活し活動することのできる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」

同和問題に関する偏見や差別意識から、結婚における差別、差別発言、差別落書き等の事案が依然として存在しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○「アイヌの人々に対する理解を深めよう」

アイヌの人々に対する理解不足から、就職や結婚などにおける偏見や差別が依然として存在しています。先住民族であるアイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくことが必要です。

○「外国人の人権を尊重しよう」

外国人に対する就職差別やアパートやマンションへの入居拒否、公衆浴場での入浴拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがヘイトスピーチであるとして取り上げられ、差別意識を生じさせかねない言動として社会的な関心を集めています。文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

○「H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」

エイズ、ハンセン病等の感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に対する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

○「刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう」

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲とともに、周囲の人々の理解と協力により、円滑な社会復帰を実現することが重要であることから、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を害されたりする人権問題が発生しています。家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」

インターネットの普及により、個人の名誉が毀損されたり、差別を助長するおそれのある表現が掲載されるなど、その匿名性、情報発信の容易さを悪用した人権問題が発生しています。この問題について、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

機密性 2 完全性 1 可用性 1

○「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

○「ホームレスに対する偏見をなくそう」

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○「性的指向を理由とする差別をなくそう」

同性愛者など性的指向に関して少数派の人々への根強い偏見があり、社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになったものの、性同一性障害者に対する偏見や差別が存在しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○「人身取引をなくそう」

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○「東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう」

福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々が差別されるなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。一人一人が正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。